

## 自宅を新築される方、中古住宅を購入される方に補助金を交付する 「マイホーム応援事業」を創設しました

住宅建設の促進、未活用住宅の流動化及び快適な住まいづくりにより定住人口の増加を図るため、町内に住宅を新築もしくは中古住宅を購入及び改修、合併浄化槽を新たに設置する方に建設費または購入費の一部を補助します。

＜助成期間：平成27年4月1日～平成30年3月31日までの3年間＞

### 1 受付

平成27年4月1日から随時受付

(4月1日以降に工事請負契約又は売買契約を行ったものを対象とします。)

### 2 補助の対象となる方

次のすべての要件を満たす方

- (1) 和寒町に居住している者又は本町に転入する者
- (2) 対象住宅に居住する全ての方が町民税や保険料等を滞納していないこと
- (3) 自治会に加入していること、又はお住まいの区域の自治会に加入すること



### 3 補助対象及び補助金額

区分	対象	補助金額
住宅の新築	町内の土地に自らが居住するための住宅の建築または建て替え  「住宅」とは、居住部分を有し、一戸の床面積の合計が25㎡以上で、玄関、台所、トイレ、洗面設備、浴室を設けているもの	①基本額 町内施工業者：200万円（定額） 町外施工業者：150万円（定額）  ②子育て世帯加算 同居する中学生以下の人数×20万円
中古住宅	(1) 購入費用に対する補助 自らが居住するために町内の新築以外の住宅を購入すること。	①基本額 住宅の購入価格又は固定資産税評価額の20%以内の額で、いずれか低い額 ②子育て世帯加算 同居する中学生以下の人数×20万円 ①+②の合計で100万円を限度。
	(2) 改修費用に対する補助 中古住宅の購入と併せて行う住宅の増改築及び修繕。町内業者が行う50万円以上の工事に限る。	改修工事金額の20%以内、100万円を限度
合併処理浄化槽の設置	公共下水道処理計画区域外で自ら居住する住宅に新たに10人槽以下の合併処理浄化槽を設置するもの。	合併処理浄化槽設置工事費の1/2以内 補助限度額 5人槽：90万円 6人槽：100万円 7人槽：110万円 8人槽：120万円 10人槽：150万円

※公共事業による移転、建替えその他の補償の対象となっている建物は対象から除きます。

※現に同居している者や1親等以内の親族からの住宅の購入は対象となりません。

※補助金交付決定日から8年以内に世帯全員が転居若しくは当該住宅を他に譲渡又は居住以外の目的に使用したときは、補助金を返還していただきます。

■詳しくは総務課まちづくり推進係 (TEL32-2421) まで